

## 健康保険における災害時の一部負担金の減免等規定の創設について

### ○現状

災害が発生し、被保険者や被扶養者が被災した場合において、これらの者が療養を受ける際には、現行法上、国民健康保険や老人保健制度では一部負担金の減免措置の規定があるため、保険者の判断で一部負担金の減免が可能であるが、健康保険においてはそのような規定がなく、同様の対応ができなかったところ。

### ○改正内容

制度間で取扱いが異なっていたことから、今般の健康保険法の改正により、災害その他の特別な事情がある被保険者等が一部負担金を支払うことが困難である場合に、保険者の判断で一部負担金の減免・猶予措置を講じることができることとした。

### ○減免措置の条件

減免措置を講ずる際の条件については、被用者の収入は基本的には給与であること等を踏まえ、国民健康保険や介護保険の例にならい、「世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと」を基本とし、省令で定めることとする。

### ※ 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)改正案

(一部負担金及び家族療養費の額の特例)

第五十六条の二 法第七十五条の二第一項の厚生労働省令で定める特別の事情は、被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこととする。

【参考 1】

○健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（平成 18 年 10 月施行後）（抄）

（一部負担金の額の特例）

第七十五条の二 保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関又は保険薬局に第七十四条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

一 一部負担金を減額すること。

二 一部負担金の支払を免除すること。

三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2～3 （略）

（家族療養費の額の特例）

第一百十条の二 保険者は、第七十五条の二第一項に規定する被保険者の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において保険者が定めた割合とする措置を採ることができる。

2 （略）

## 【参考2】

### ○国民健康保険の一部負担金の減免の要件（昭和34年3月30日保険局長通知）

- 1 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、不具者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- 2 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- 3 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- 4 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

（各市町村はこれを参考に条例や規約で具体的に規定している）

### ○介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）（抄）

（居宅介護サービス費等の額の特例）

第八十三条 法第五十条の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

- 一 要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 二 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 三 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 四 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 （略）